

訪問看護サービス(介護) 重要事項説明書

香川県指定(3760290183)

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて事業者の概要や、契約上ご注意
いただきたいことを記載したものです。

1. 訪問看護サービスの目的

訪問看護ステーションみそら（以下「事業者」という）は、居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1)事業者は、訪問看護サービスを受ける利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、精神・身体の特性をふまえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。
- (2)訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関等と密接な連携を図り、総合的なサービスに努めます。
- (3)訪問看護の実施にあたっては、利用者の必要となしに必要なサービスの提供ができるよう努めます。

3. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社 みそら
代表者名	管理者 東 由紀子
所在地・連絡先	香川県丸亀市飯野町東二甲 1391 番地 3 TEL：0877-85-5877
業務の概要	訪問看護

4. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション みそら
所在地・連絡先	香川県丸亀市飯野町東二甲 1391 番地 3 TEL：0877-85-5877
管理者名	東 由紀子
サービス提供地域	・丸亀市（島しょ部除く） ・坂出市（島しょ部、山間部除く） ・善通寺市 ・宇多津町 ・琴平市 ・多度津町（島しょ部除く） ・三豊市（島しょ部除く） ・観音寺市（島しょ部、山間部除く） ・まんのう町（山間部除く）

5. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1 名	
看護師（内 1 名管理者と兼務）	2 名	5 名
事務員		1 名

6. 営業日及び時間

営業日　：365 日

営業時間：8:30～17:30

サービス提供時間：9:00～17:00

※営業時間外は電話相談、必要に応じて訪問いたします

7. 主となるサービス

- ・ 日常生活の支援
食生活・活動・整容などの現状把握や、衣食住が整うための具体的な支援
日常生活が維持・向上できるための援助
- ・ 身体症状の悪化を防ぐ
身体症状の把握、症状安定・改善のための援助
服薬継続のため援助
緊急時の対応、処置
家族を含めた援助
- ・ 身体症状の発症や進行を防ぐ
身体症状の把握や、生活習慣に関する助言・指導
機能訓練などのリハビリテーション
家族の健康に関する支援
- ・ 社会資源の活用支援
地域で利用できるサービスや福祉制度の利用に関する情報提供および利用のための援助
- ・ 多職種との連携
主治医や施設内外の関係職種との連携
行政、地域との連携

8. 契約の開始及び終了

開始は契約を結んだ日を基準としてサービスを開始し、終了は次の項目に該当した場合に終了します。

- ①利用者及び家族から契約解除の意思表示がなされた場合
（主治医の指示により訪問看護が継続する場合があります）
- ②事業者から契約解除の意志表示がなされた場合
- ③利用者が医療機関に入院または介護保険施設に入所された場合
- ④利用者が死亡した場合

9. 解約権

- ①利用者は、少なくとも 3 日前までに事業者予告することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。
- ②事業者は、利用者が正当な理由なくまたは故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、病状等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは 1 ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
- ③その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - ・利用者が死亡、入院・入所または転出した場合
 - ・利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
 - ・その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

10. 利用料

- ①利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- ②利用者は、訪問看護ステーションみそら料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

11. 支払い方法

毎月、15 日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

- ①利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は、1 か月単位とし、当該月の利用料は、翌々月 1 日に利用者が指定する口座から毎月 1 日に振り替えます。（1 日が土・日・休日の場合は翌日）

- ②現金払いの場合

利用者は 1 カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。
訪問時に集金し、領収書を発行致します。

12. キャンセル

キャンセル料をいただく場合は、下記に基づくものとします。

ご連絡いただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡の場合	2,200 円を請求いたします
訪問までご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求いたします

*ただし、利用者の急な入院の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

※ キャンセル時 ・ 緊急時の連絡先
訪問看護ステーション みそら
TEL: 0877-85-5877

13. 24 時間体制、緊急時の対応について

営業日及び営業時間外においても、電話または必要に応じては訪問看護を行います。連絡は、電話連絡を利用してください。訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には必要に応じて手当てを行うと共に、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所などに連絡します。

主治医 医療機関名 医師名

電話番号

居宅支援事業所 事業所名 担当者名

電話番号

14. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

15. 感染症対策の強化

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定・感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

17. 契約外事項

本契約に定めない事項については、健康保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び家族と事業者の協議により定めます。

18. 不適切な対応防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待などハラスメントの防止等に等のために次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

19. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

20. 身分証の携行

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族等から、その提示を求められた際には、身分証を提示します。

21. 苦情の受付について

苦情申し立て窓口

訪問看護ステーションみそら 担当者 東 由紀子	所在地 香川県丸亀市飯野町東二甲 1391 番地 3 電 話 0877-85-5877 Fax 0877-85-5866 受付時間 8:30～17:30
----------------------------	--

* 当事業所以外でのサービスに関する相談・苦情窓口

香川県丸亀市役所 高齢者支援課	所在地 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号 電 話 0877-24-8831 Fax 0877-24-8914 受付時間 8:30～17:15
香川県国民健康保険団体連合会	所在地 香川県高松市福岡町 2 丁目 3 番 2 号 電 話 087-822-7431 Fax 087-822-6023 受付時間 8:30～17:15
坂出市役所 ふくし課 高齢福祉係	所在地 香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号 電 話 0877-44-5007 Fax 0877-45-7270 受付時間 8:30～17:15
琴平町役場 住民福祉課 高齢者福祉担当	所在地 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10 電 話 0877-75-6706 Fax 0877-73-2140 受付時間 8:30～17:15

善通寺市役所 高齢者課	所在地 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 電 話 0877-63-6331 Fax 0877-63-6394 受付時間 8:30～17:15
多度津町役場 高齢者保険課	所在地 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号 電 話 0877-33-4488 受付時間 8:30～17:15
宇多津町役場 保健福祉課	所在地 香川県綾歌郡宇多津町1881番地 電 話 0877-49-8003 受付時間 8:30～17:15
三豊市役所 介護保険課 福祉課	所在地 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1 電話 0875-73-3017 Fax 0875-73-3023 電話 0875-73-3015 Fax 0875-73-3023 受付時間 8:30～17:15
観音寺市役所 高齢介護課 高齢者福祉係	所在地 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 電話 0875-23-3968 Fax 0875-23-3993 受付時間 8:30～17:15
まんのう町役場 福祉保険課	所在地 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430 電話 0877-73-0124 Fax 0877-73-0111 受付時間 8:30～17:15

22. その他

職員、及び事業者へのお心遣いは、一切ご遠慮させていただきます。ご協力のほどお願い致します。

令和 年 月 日

指定訪問看護開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地 〒763-0084 香川県丸亀市飯野町東二甲 1391 番地 3

事業者 訪問看護ステーション みそら

(説明者) 氏名

(管理者) 東 由紀子

私は、本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

電話番号

家族（緊急連絡先）

住所

氏名

続柄

連絡先（昼）

連絡先（夜）